

旭川市社会福祉審議会会議内容報告書

〔令和6年度 第2回 障害者福祉専門分科会〕

開催日時 令和 6年 8月28日(水)
午後6時30分～午後7時30分
開催場所 旭川市7条通9丁目
旭川市総合庁舎7階 多目的室

会 議 の 名 称	令和6年度第2回 障害者福祉専門分科会	
出 席 者 委員(16名) 事 務 局 【障害福祉課】 (6名)	赤羽弘充委員, 秋葉裕美委員, 上田信二委員, 大橋伸也委員, 加藤弘委員, 久住呂志奈子委員, 小林広学委員, 嵯峨浩樹委員, 佐々木伸彦委員, 高宮央委員, 地下弘子委員, 長峯美穂委員, 西野興子委員, 山賀慎一委員, 山本郁美委員, 吉田貴彦委員 水上課長, 木村主幹, 遠藤係長, 貞森主査, 横浜主査, 柳原	
傍聴者数等	0名 (会議は全体を通して公開)	
議事の内容 議事1	日常生活用具給付事業の見直しについて	
審議内容及び 主な意見等 (開会) 議事1	分科会長	議案第1号「日常生活用具給付事業の見直しについて」事務局から説明願う。
	事務局	〔議案第1号資料に基づき説明〕 ※議案について, (1) 価格上限額の見直し, (2) 給付種目の見直し, (3) 給付要件の見直し, の3項目に分けて説明と質疑を行う。
	分科会長	まず価格上限額の見直しについて, 意見や質問があれば, 発言願う。 資料1-3を見ると, ストーマ装具の最大購入額と最小購入額にかなりの差があるが, このようなものなのか。
	事務局	ある程度まとまって購入される方が多いが, 特定の6か月の間を調査期間としているので, 購入するタイミングによって金額に差異が出てくるのはやむを得ない。 1年間の調査であればブレは少なくなるが, 現実的に調査が難しいこともあり, 6か月での調査としている。
	分科会長	ということであれば, 平均購入額を参考にすればよいのか。
	事務局	大きくは外れていないと思うが, 一部調査の回答が届いていない事業所もあるため, 最終的にはその回答も加味して判断していきたいと考えている。
	分科会長	高級品があるとかそういったものではないのか。
	事務局	肌荒れしやすい方であれば肌荒れしづらい接着剤が使われているものなのか, 使用条件によって袋以外の部分で価格に差異が生じることはあると思われる。

	A委員	ストーマの状況だとか、使用する装具の状況によって交換頻度も異なってきたりする実態があり、頻繁に装具を交換しなければならない不利な状況になっている方だとやはりお金がかかる実態はあると思う。そういう方が困っているのだろうと思うので、できればそういう人の救済というか、何とかしてあげられないのかと思う。そういう方に何かいい方法があれば、と思う。
	事務局	そういった方の実態の調査だとか、個別の状況に応じた判断ができないか、検討していきたい。
	B委員	これはお金を支給しているのか、物を支給しているのか。
	事務局	現物の支給となる。
	B委員	ということは3万円で済んでいる方は3万円分の支給を受けているということになるのか。
	事務局	ストーマ用装具は6か月分を限度に支給しているが、なくなる段階で次の申請を行うよう案内しているので、持ちがいい場合は6か月以上持つ方もいて次の申請まで6か月以上空くというケースもあり、そういったところで調整されていると思われる。
	B委員	であれば、平均額を超えている方にも物品として支給できる方法があればよいのではと思う。
	分科会長	以上の意見を踏まえつつ、事務局案のとおりとする。 次に給付種目の見直しについて、意見や質問があれば、発言願う。
	C委員	視覚障害者用血圧計は、視覚障害者の方の意見が多かったということか。
	事務局	そのとおり。給付対象にならないのかという問合せも多い種目である。
	C委員	給付の対象となる障害者の範囲は種目ごとに級で明確に区切られているが、状況によっては該当しない級でも必要となる場合もあるので、そのあたりの検討も必要ではないかと思う。視覚障害者用音声コード読み上げ装置について、近年は給付が少ないが、何か事務局で押さえている要因はあるか。
	事務局	そもそも申請数が少ないことに加え、再給付の申請が極端に少ないという状況がある。一度給付した種目でも、耐用年数経過後は再給付を可能としているが、この種目に関しては再給付の要望が全くなく、この種目が実際にどのくらい活用されているのかの確認をしかねている状況である。現在では、専用機に限らずスマートフォンのアプリなどで音声コード（SPコード）を読み込めるものもあったり、スマートフォン用の視覚障害者向け物理キーボードなどの給付も行ったりしているので、必要な方であればそのようなものでも使えるのではないかと考えている。
	C委員	若い人などはスマートフォンを活用したりできるだろうが、高齢の方などには難しいのではないかと。必ずしも全員がスマートフォンを所持しているわけではない。高齢の方でも使いやすい機器も開発されているが、自己負担が増えてくることが懸念される。そういった点を考えると、廃止というのは致し方ないのかもしれないが、障害の等級は給付基準の級に達しないため給付を受けられないものの、実際に不便を感じているという方もいるので、給付対象者の範囲が広がると活用されていくと

		いう側面もあるのではないかと思います。
	分科会長	今廃止を検討している種目についてはまだ継続して販売されているものなのか、それともなくなりそうなものなのか。
	事務局	読み上げ装置は1社であるがまだ販売は継続されている。読み上げ補助アダプターは、NTTドコモ社の従来型携帯電話に特化した補助アダプターであるので、こちらについては現実的にはほぼ需要はないものと思われる。
	分科会長	今廃止しようとしている種目を残しておいたとしても、実際に給付がなければ支出には影響しないと思われるが事務局としてはどう考えているか。
	事務局	確かに種目として残しても実際の支出には影響しないが、予算積算の際に積み上げで積算をするので、実際にニーズがある、必要とされる種目を積算に上げていきたいという考えである。
	D委員	一定額の予算があると思うが、予算を超える申請があった場合には予算の上限の範囲で割り当てていくのか、それとも必要な人には上限に関係なく給付していくのか、どちらの扱いをしているのか。
	事務局	この制度は予算的には扶助費としての支給をしているので、申請があつて対象要件を満たすものは全て給付の対象とする扱いとしている。
	B委員	視覚障害者用音声コード読み上げ装置の近年の申請状況はどうか。
	事務局	資料にも掲載しているが、給付実績は5年間で2件となっている。
	分科会長	例えば廃止しようとする種目を希望される方がいた場合に、代替品などの説明をしたりすることなどはあるのか。
	事務局	個別にご相談いただくときは直接説明しているが、相談がなくただ申請だけされた場合に、積極的に説明はしていない。 視覚障害者用音声コード読み上げ装置は、音声コードがあるものしか対応していないが、代替となる種目では音声コード以外でも対応できるものもあり、文字を読み上げるという機能だけで言えば、拡大読書器などには読み上げ型の読書器も含めており、代替となる種目で十分対応可能となることから、廃止を検討しているものである。
	分科会長	廃止された場合、代替ないしそれ以上のことができる種目がしっかりと周知できるのであれば影響を受ける方も減ると思うが、いかがか。
	E委員	代替種目で対応可能ということをアピールして、幅広く説明していただくことであれば、よろしいと思う。
	C委員	既存の代替のもので対応可能ということであれば、周知していくことでよろしいかと考える。
	分科会長	既存のものがいろいろと機能が加わって進化していることもあるので、こういったものを利用していただくということを案内していただくことを加えた上で、事務局案のとおりとする。

		次に給付要件の見直しについて、意見や質問があれば、発言願う。
	A委員	ほとんどのものが給付要件を拡大しており、障害の方の不利益にならないのでよいのではないかと思う。一つ気になるのは、価格の話になってしまうが、パルスオキシメーターの価格上限額が高いところである。特殊なものが必要な方であれば適当であるが、特殊なものまで必要なく簡便な一般的な数千円程度のもので問題ない方に対しては、高額すぎるのではないかと思う。公的機関なので、業者の言いなりになって高いものを給付していることがないのか、価格の見直しはきちんとしていただきたいと思う。 給付要件の見直しで給付対象の範囲を拡大することについては賛成である。
	事務局	現行の金額については、市町村が価格を決定するようになった制度変更の時点の価格に、消費税率の変更による増額分を加算しているものである。意見をいただいたとおり、他の市町村によっては、簡易型のパルスオキシメーターと、数値をシビアに常時監視が必要な方向けの高額で特殊なパルスオキシメーターを分け、制度の経緯を踏まえて難病患者向けには高額なもの、それ以外の場合は簡易型のものを基準としているところもある。本市としてはまず給付要件の拡大ということで提案をさせていただいているが、実際に市場では安価なものも流通しているので、実際の給付の範囲だとか価格、選定する製品の基準についても引き続き検討していくことを考えている。
	分科会長	予算の有効活用の面でも重要なことだと思うので、ぜひ検討いただきたい。 視覚障害者用体重計は給付要件が18歳以上になっているがこれはどうか。
	事務局	同種目については、年齢要件だけでなく、視覚障害の2級以上で、独居又は視覚障害2級以上のみ世帯という要件もある。視覚障害2級以上の障害児であって独居で暮らしている方はきわめて考えづらく、親元で暮らしている方がほとんどと思われ、体重の管理については保護者等家族の支援を受けられるという想定で、18歳以上という年齢要件を付している制度設計になっている。
	分科会長	給付要件の見直しについては、反対意見がないようなので事務局案のとおりとする。 次に、その他について、何かあるか。
(その他)	事務局	次回の分科会については、令和7年度に改定作業を行う「障がい者計画」に関する内容を予定しており、開催時期としては今のところ10月ないし11月ぐらいを想定している。 また、議事録の確認について、分科会長以外の確認者として、事務局としては秋葉委員にお願いしたい。
	分科会長	委員からの異議がないようなので、秋葉委員に確認をお願いする。
(閉会)	事務局	以上で、令和6年度 第2回 障害者福祉専門分科会を閉会する。